

警察庁政策評価研究会

第27回議事録

平成26年 2 月28日開催

警察庁長官官房総務課

第27回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成26年2月28日(金)午前9時58分から午前11時34分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英 首都大学東京都市教養学部教授(座長)

江尻 良 東海旅客鉄道株式会社広報部長

櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

警察庁

坂口 正芳 官房長

沖田 芳樹 総括審議官

鈴木 基久 政策評価審議官

宮城 直樹 官房審議官(生活安全局)

荻野 徹 官房審議官(刑事局)

濱 勝俊 官房審議官(交通局)

塩川 実喜夫 官房審議官(警備局)

内藤 伸悟 技術審議官

斉藤 実 総務課長

岡部 正勝 総務課警察行政運営企画室長

郷治 知道 情報技術犯罪対策課捜査指導室長

阿武 孝雄 交通企画課企画官

佐々木 真郎 警察大学校警察行政研究センター所長(オブザーバー)

堀金 雅男 科学警察研究所総務部長(オブザーバー)

4 報告事項

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインの策定等について

5 議題

(1) 平成26年度政策評価の実施に関する計画(案)について

(2) 平成26年度実績評価計画書(案)について

(3) 総合評価書(サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進)(案)について

(4) 事業評価書(道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制)(案)について

・シートベルト装着義務の拡大

・聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け

・安全運転管理者制度の対象の拡大

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、時間が若干早いようでございますけれども、皆様おそろいでございますので、第27回警察庁政策評価研究会を開催いたします。

私は、総務課警察行政運営企画室長の岡部と申します。よろしくお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、昨年6月の研究会から替わりました当庁側の出席者を御紹介申し上げます。

総括審議官の沖田でございます。

生活安全局担当審議官の宮城でございます。

刑事局担当審議官の荻野でございます。

交通局担当審議官の濱でございます。

警備局担当審議官の塩川でございます。

また、オブザーバーといたしまして警察大学校警察行政研究センター所長の佐々木、科学警察研究所総務部長の堀金が出席しております。その他、議題に応じましてそれぞれの政策所管課から説明者が出席をしているところでございます。

なお、本日、所要によりまして妹尾委員が御欠席ということでございます。

それでは、冒頭、官房長の坂口から御挨拶を申し上げます。

(坂口官房長)

まずは、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、報告事項1点ほか4点となっております。報告事項につきましては、政府全体の取組であります目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインの策定等でございます。

議題の1点目、2点目は、平成26年度の計画に関するものでございます。26年度に対応します政策評価を記載しました政策評価の実施に関する計画と実績評価計画書、この案を作成しておりますので、御審議を賜りたいと思います。

議題の3点目は、今、大変問題となっておりますサイバー空間の脅威に対する総合対策の推進、これに関する総合評価書の案、4点目は、道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制に関する事業評価書の案でございます。

当庁におきましては、このいろいろな政策の評価の徹底ですとか、さらには評価の客観性の確保、さらにこの評価結果の予算への反映に努めて評価を実施しているところでございますが、今日はどうか忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、続きまして配付資料の御説明を申し上げます。

今回の配付資料は7点でございます。

お手元に資料があるかと存じます。資料の1は、報告事項「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインの策定等について」の説明資料であります「政策評価の標準化、重点化」、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」でございます。

資料の2は、議題1の「平成26年度政策評価の実施に関する計画(案)」でございます。資料の3は、議題2の「平成26年度実績評価計画書(案)」でございます。この関連資料といたしまして、資料4の「平成26年度実績評価計画書(案)の「業績目標の説明・業績指標・達成目標等」に関する前年度対照表」及び資料5「平成26年度実績評価書(案)の「達成手段」に関する前年度対照表」も併せて配付しているところでございます。資料の6は、議題3の「総合評価書(サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進)(案)」、資料の7は、議題4の「事業評価書(道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制)(案)」となります。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いしたいと存じます。

(前田座長)

それでは、早速進めてまいりたいと思いますが、再度の確認ということですが、本研究会は、国の治安に関することを扱うわけで、研究会自体は一般公開しておりませんが、議事録につきましては、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を確認するなどした上で、ウェブサイトに掲載するということにより公開することにしたしておりますので、確認させていただきたいと思います。

それでは、先ほど官房長からも御説明がありましたけれども、議事に入る前に、警察庁から政府全体としての政策評価の取組について御報告があるということですので、岡部室長から御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、政府全体の取組として進められている「政策評価の標準化、重点化」について御説明を申し上げます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

これは、昨年5月20日の経済財政諮問会議におきまして、新藤総務大臣から説明がなされた取組が、具体化されているものでございます。昨年の12月、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」が改訂されまして、政策評価各府省連絡会議で了承されました。その内容につきまして資料1の標準化について御説明を申し上げます。

従来は、例えば警察庁の実績評価におきましては、評価結果を、
、
の3区分で評価をしておりましたが、その他の省庁につきましては、より詳細な区分を用いていた省庁もあれば、こうした区分による評価を実施していない省庁もあると、そういう状況でございました。そこで、来年度、26年度からは各省庁共通の5つの区分、具体的には、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」及び「目標に向かっていない」という区分を導入することにより、施策の進捗状況を各省庁横断的かつ分かりやすく把握することを可能にすることとなりました。

続きまして資料1の重点化について御説明をいたします。

まず先に「内容の重点化」という方を御覧いただきたいんですが、これは、実績評価におきまして、目標の達成状況のチェックだけではなく、より深掘りをして、踏み込んだ評価を行おうというものでございます。具体的な方法といたしましては、資料に記載のとおり、1番「事前に想定できなかった要因の分析」、2番目として「達成手

段の有効性・効率性の検証」、3番目として「未達成となった原因の分析」、及び4番目として「目標の妥当性と必要な見直し」という項目がございます。これに伴いまして、実績評価に関しまして、「実施時期の重点化」の導入も可能となります。これは従来のように、単に毎年度評価を実施するのではなく、数年度に1回、施策の節目に合わせて実施するとともに、評価を実施しない年度においては、進捗状況をモニタリングするというものでございます。しかしながらこれは、従来どおりの毎年度評価を実施することを禁止するというものではございません。現時点、警察庁におきましては、毎年度の実施を継続する方が評価を行いやすいという意見が多いところでございます。

まず来年度におきましては従来どおり、平成25年度の実績評価を行うことといたしまして、27年度以降は、来年度の実施結果を受けた庁内の意見、あるいは関係省庁の動向などを踏まえまして、再度、実施の時期について検討してまいりたいと考えております。また、このガイドラインにおきまして、関係書類の標準様式が示されたことに伴い、当庁におきまして、実績評価計画書及び実績評価書の様式を変更いたしました。これにつきましても、併せて御報告するところでございます。

なお、本日、御欠席の妹尾委員にも、事前に本件について御説明をさせていただいております。その際には、「ルーティン的な業務の評価は1年ごとのローリングの評価でよいと思うが、新しいスタイルの犯罪への対策等、ある程度の期間をかけて対策を打つべきものの評価は、ルーティン業務の評価とは区別すべきではないか。」、また、「東京オリンピックへ向けた対策といった一大イベントの対応に警察の総力を挙げて取り組むようなものは、従来の評価とは異なる評価を行う必要があるのではないか。」、「今後、総合評価を実施する案件として、知的財産権侵害や産業の安全確保といった問題を取り上げること検討してはどうか。」といった御意見をいただいておりますので、これらの御意見についても今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

(前田座長)

ありがとうございました。今の御報告、御説明に関して何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(櫻井委員)

基本的なところでいいですか。この資料1の後ろの方に付いている了承の本文そのものの方なんですが、4頁に「政策評価と行政事業レビューとの連携の確保」という題目があるかと思うのですが、これを少し御説明をいただければありがたいのですが、具体例をちょっと教えていただけますか。

(岡部警察行政運営企画室長)

行政事業レビューは、予算の効率化という観点から実施されているものでございます。昨年以來、政策評価と行政事業レビューを連携させるべきといった議論がございまして、現時点では、各行政事業レビューに掲げられた事業ごとに事業番号というのが付いておりますので、それが政策評価上はどれに当たるかというのを政策評価の評価書等の方に

事業番号を付けてリンクをさせ、それで、どちらからも、この政策評価の掲げている手段はレビューでいうところの何の事業か、あるいは行政事業レビューに載っている事業は政策評価でいえばどこにつながっているのかということが、それぞれ分かるようにしているところでございます。各省庁共通で事業番号をそれぞれ政策評価の計画書等に書くということです。もし必要であれば、今、評価書の例か何かを用意させますが、基本的にはリンクをさせて、相互の検索の便を図っていくということでございます。

(櫻井委員)

政策評価は法律に基づいて各省庁がされて、総務省行政評価局の方で総括的な評価をしているのですか。

(岡部警察行政運営企画室長)

各省庁が評価を行政評価局に送り、そこで点検をする仕組みになっております。

(櫻井委員)

行政事業レビューの方は、どういう根拠に基づいて、どういう仕組みでされているのかということをお教えいただければ。

(岡部警察行政運営企画室長)

平成25年に「行政事業レビュー等の実施について」というものがありました。閣議決定でございます。事業というのはたくさんあるものですから、事業対象は国で5,000選びまして、その中で警察庁では約100の事業を選んでおります。これについてそれぞれレビューシートを作り、官房長以下の庁内の委員会で点検した後、概算要求に反映して、要求時に全てこれを公表するというプロセスを踏んでいるところでございます。ですから、行政事業レビューも全て警察庁のホームページに公表されており、ホームページ上で行政事業レビューと政策評価が、事業の番号によってどれがどれに当たるかということが分かるようになっていくということでございます。各省庁が同じような仕組みを持っているということです。

(櫻井委員)

それは横串はなしということですね。レビューはなし。

(鈴木政策評価審議官)

予算要求のときにそれを踏まえて各省庁が予算要求を出しまして、それを財政当局が横串というか全体を見た上で、行政事業レビューを踏まえて査定をしていくということでございます。

(坂口官房長)

まさに査定です。

(櫻井委員)

財務省主計局が審査するんですね。

(鈴木政策評価審議官)

そうです。

(櫻井委員)

分かりました。ありがとうございました。

(前田座長)

どうでしょうか。他に何か御質問よろしいでしょうか。

まあ、これは作業がむしろ統一化されて、警察庁としてはそんなに負担が増える話ではないですね。

(岡部警察行政運営企画室長)

そうです。警察庁は元々、かなり精緻に3段階評価というものを早くからやっておりましたので、それが5段階になるといっても、1番突飛なものとか、全く達成できないとかはあまり想定できないので、さほどの業務負担にはならないのではないかと考えております。

(前田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは本日の議事に入ってまいりたいと思います。先ほど御説明がありましたけれども、4点でございます。まず、第1点目それから2点目です。政策評価の計画に関するもので、これについては、まとめて岡部室長の方から資料に基づいて御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは議題の2番目、「平成26年度実績評価計画書(案)」につきまして御説明申し上げます。

まず、資料の3を御覧いただきたいと思います。

表紙があって、凡例がございまして、2枚ほどおめくりいただきますと、細かい様式が出てくるかと思えます。赤字が入っておりますけれども、先ほど御説明を申し上げました政府全体のガイドラインの策定に伴いまして、様式を変更しているところでございます。毎年の評価のモニタリングを示す所でございます。業績指標及び参考指標につきまして、毎年度ごとの実績値を記入する欄を設けました。これは今後、仮に政策評価の「実施時期の重点化」を採用した場合に、実績値をモニタリングするために用いるものでございます。「実施時期の重点化」を採用しない、すなわち従来どおり毎年度、政策評価を実施する場合であっても、いずれにせよこのような欄を設けるよう、総務省からは各省庁に依頼がなされているところでございます。

また、様式の右下に「参考指標の考え方」という新しい欄が付いてございます。これは、政策評価の「内容の重点化」に備えまして、この指標を参考指標としてなぜ設定したのか、その考え方を記載するという所が増えている所でございます。

以上で様式の説明は終了でございます。

続きまして、実績評価計画書の内容につきまして、前年度からの主な変更点に内容を絞りまして御説明を申し上げます。変更点が分かりやすくなりますよう、資料の4及び5として、前年度との対照表をお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。資料の4と5です。まず、「業績目標の説明・業績指標・達成目標等」に関する主な変更点について、資料の4を御覧いただきたいと思っております。

基本目標の1番「市民生活の安全と平穩の確保」の関係であります。

基本目標の1番、業績目標の1番「総合的な犯罪抑止対策の推進」の達成目標については、単純に前年度と比較するだけではなく、ある程度の期間における情勢を踏まえた評価を行うべく、「前年度よりも減少させる」というものから「過去5年間の平均値よりも減少させる」というものに変更しております。

このほか、平成25年度において参考指標の となっておりました「街頭防犯カメラの整備台数」につきましては、警察が設置・管理している台数のみを掲げていたものですが、26年度からは、警察庁が実施する「持続可能な安全・安心まちづくりの推進事業」において、警察以外が設置する防犯カメラ等の設置に係るノウハウの提供を行っていく方針であることから、こちらについては削除ということになってございます。

基本目標の2でございます。「犯罪捜査の的確な推進」の関係でございます。

基本目標の2番、業績目標の2番、業績指標の 番「政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況」の達成目標について、目標をより具体的に示すため、「検挙を推進する」から「検挙について、前年度までの過去5年間の平均並みの水準を維持する」というものに変更してございます。

続きまして、基本目標の3番「組織犯罪対策の強化」の関係でございます。

業績目標の1番「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」につきまして、平成25年度は、業績指標 でありました「暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員」、これを参考指標の に移しました。暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及び検挙人員の増加は、暴力団の人的・物的基盤を弱体化させるための手段として位置付けられるものであることから、これを業績指標から、参考指標に変更したものでございます。

また、新たに業績指標の となります「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員」については、達成目標を「過去5年間の平均値よりも増加させる」というものから「前年度並みの水準を維持する」に変更しているところでございます。これは、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく政府を挙げた総合的な対策により、薬物乱用の根絶が図られる中で、より適切な評価が可能となるように変更したものであります。

続きまして、基本目標の3、業績目標の2でございます。「来日外国人犯罪対策の強化」という業績目標がございましたが、今年度はこれを「国際組織犯罪対策の強化」に変更しております。従来の「来日外国人犯罪対策」は、単独で敢行された組織性のない

犯罪も対象とするものでありましたが、基本目標である「組織犯罪対策の強化」を実現するための業績目標としては、来日外国人の犯罪の中でも、組織的に敢行されたものを対象とする「国際組織犯罪対策」、これを掲げる方がより適切であると考えたものであります。これに伴いまして、業績指標の 番、従来、「来日外国人犯罪の罪種別検挙件数及び検挙人員」となっておりましたが、こちらが「来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数」に変更されているところでございます。

同様にいわゆる「犯罪インフラ事犯」のうち、地下銀行、偽装結婚、旅券偽造、不法就労助長等は、国際組織犯罪を助長又は容易にするものであることから、業績指標の番目といたしまして、新しい業績指標として、「国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員」という業績指標を追加したところでございます。

業績指標の 番目は、「国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙人員及び処罰人員」でございます。これは、外国人の国外逃亡者について検挙・処罰の数を人に絞ったということでございます。件数につきましては、検挙後の被疑者の供述等から判明した余罪の多少によって数値が変化してしまうため、省略をいたしました。また、達成目標につきましては「過去5年間の平均値より増加させる」というものから「取締りを強化する」に変更し、それに伴い、過去5年間の実績値を基にした回帰分析を実施したいと考えております。なお、従来、業績指標でありました来日外国人全体に係る犯罪に係る数値につきましては、参考指標に移し、引き続き、掲載していくということでございます。

続きまして、資料の5番を御覧いただきたいと思っております。こちらは、「達成手段」の変更点ということになります。

基本目標1の「市民生活の安全と平穩の確保」の関係でございます。

基本目標1の業績目標の1「総合的な犯罪抑止対策の推進」の達成手段についてでありますけれども、先ほど触れました従来の達成手段「地域住民の理解を得た上での街頭防犯カメラの整備の促進」、これが従来の(1)番、従来の(2)が「防犯ボランティア活動の質の向上と継続性の確保に向けた取組の推進」というものがございましたけれども、これを統合いたしまして、新たに(1)として「持続可能な安全・安心まちづくりの推進」というものに変更しているところでございます。

続きまして基本目標の2でございます。「犯罪捜査の的確な推進」の関係でございますが、基本目標の2番の業績目標の1番「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」というところでございます。その中の(5)におきましては、既存の自動車ナンバー自動読取システムの経年劣化に対応した更新等がありましたので、それに伴う記述の変更を行っているところでございます。それから(6)でございます。「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が平成25年4月に施行されましたので、これを受け、「適正な死体取扱業務の推進」から標題を「犯罪死の見逃し事案の防止」に改め、その内容につきましても所要の記述の変更を行っているところでございます。

基本目標3番の関係でございます。

基本目標3番の業績目標2につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、「来日外国人犯罪対策の強化」から「国際組織犯罪対策の強化」に変更いたしましたので、これに伴い、達成手段についても表現を改めているところでございます。達成手段(4)といたしまして「国外逃亡被疑者等対策の推進」を新たに設けているところでござい

す。

このほか、資料に赤字で書いてある所要の記載ぶりの変更が若干ございますけれども、こちらは文章の整理というものでございますので、時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

以上を持ちまして、「平成26年度実績評価計画書（案）」の説明を終わらせていただきます。

資料の2を御覧ください。

これは計画の全体的な概要でございます。要するに「平成26年度政策評価の実施に関する計画」でございますけれども、資料2にありますとおり、「実施期間」は、1年間でございます。

次に、事前計画でございます「事後評価の実施に関する計画」というものがございます。資料2の2番目のところでございます。こちらにつきましては、別添の1に書いてあるところでございます。平成26年度におきましては、前年度と同様の基本目標につきまして、25年度を評価期間とする評価書を作成することといたしております。

それから、別添の3におきましては、こちらは実績評価でございますけれども、26年度を評価する評価を実施いたしまして、27年度に評価書を作成することを予定しております。こちらにつきましては、議題2ということでしたが、さきほど、先に御説明をさせていただきました。

続きまして、別添2を御覧いただきたいと思っております。これは事業評価方式の評価でございます。平成26年度におきましては、(10)「子ども女性安全対策班の設置」、それから(13)の「道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制」について事後評価に係る評価書を作成することといたしております。

最後に、(3)の「総合評価方式による評価」でございますけれども、こちらにつきましては、別添2の中の(9)に「災害に係る危機管理体制の再構築」というのがございますけれども、こちらについて総合評価書を作成する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(前田座長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。何か御質問とか御意見ございますでしょうか。今の具体的な資料4とか5とかについては、かなり読みやすく整理していただけたと思うのですが、いかがでしょうか。

(田辺委員)

それでは何点か。

1つは、基本目標1の「市民生活の安全と平穩の確保」というところで、2つほどございまして、1つは、これは前年度から比べたものではなく、過去5年の平均値に比べて向上させるという考え方になっております。おそらく、この「市民生活の安全と平穩の確保」というところは、犯罪が減少をずっと続けていることから、成果を挙げてきたところだと思うのですが、ある意味、前年よりも減らしてきて、5年平均をとると、そ

の意味では、減少傾向があるところの中からいたしますと、昔よりは目標としては緩くなるという感じがございます。緩くなること自体、ある種のお考えがあってやっているのかもしれませんが、例えば、警察の側が働き掛けて、市民生活の安全に関わる一連の犯罪なんかが減ってくるというのは、そろそろ限界に近づいたという発想でこういう変更をしたのかな、どうかなというところをお伺いしたいというのが1点目です。

それから2点目は、あまり大きな問題ではないのですが、今、完璧に人口減少の世界になっております。これは大体おそらく、昨年度でいいますと年間20万減ってますので、これが5年間経つと100万減るという数字になって、割り算にもよるのですが、大体人口の1%のところが減っていくという数字になりますと、現在は、ほぼ絶対的な犯罪件数とかで評価しているのですが、下の割り算のところ、5年であればそんなに大きな影響がないのかどうか分かりませんが、10年経つと2%くらい減っていくような、おそらく2%以上になると思うのですが、そのときの割り算をやらずに、絶対的な件数で評価するということが、長期的には今度は緩くなるというか、人口が減ってくるので、1人当たりという考え方がどこまで当たるか分かりませんが、逆に今度は、件数で評価するときつくなるという側面がありまして、そこはどういうお考えなのかなといったところを以上2点、簡単にお伺いできればと思っております。

(宮城生活安全局担当審議官)

1点目でございますが、施策が「まちづくり」ですので、漢方薬みたいにゆっくり効いてくるんだろうということで、例えば今年頑張っても、来年すぐということではないのかもしれない。ある施策がどのくらいで効果を発するかということについて、これはいろいろな見方がありますけれども、例えば3年、例えば5年、こういったスパンで見えていった方がおそらく個々の対策について妥当な評価ができるのではないかとこともございまして、今回このような形で過去5年間の平均値ということで考えているところでございます。

それから2点目の御質問、大変難しい部分でございます。人口が減るから直ちに犯罪の発生件数が減るとは限らない。例えば、累犯性が非常に強いものでありますとそうはならない。この問題というのは、いわゆる行刑の問題、更正の問題と、非常に関連してきます。非常に貴重な御示唆だと思いますが、現時点においては、例えば、直截に人口の減少が犯罪数を下げていくという形では直には取りにくいかなという印象は持っております。おっしゃいますように5年間に20万減ると、被害者の側も減るとこともございまして、その観点からどういう影響があるか、そういう観点から見ていきたいと考えてございます。

(前田座長)

他にいかがでしょうか。

(江尻委員)

警察でも膨大な交通安全その他に関する設備をお持ちで、老朽化とか、設備自体の質

的向上とかいろんな部分が出てきて、そういうものをきっちり今どんな状況にあって、こういうニーズに対応して、こういう設備がいるという計画が策定されていますよね。一方で既存の設備は、今後、大取替期に入ってくる。既にインフラの世界では一斉点検とかいろいろ言っているのですけれども、警察庁のお持ちの全国にある設備というのはやっぱり棚卸しをして、常に大事なものを守っていくという、達成手段の中にもいろいろ入っておりますけれども、そういうものの情報というのも併せて書いておいて、必要なものは予算をどんどん取っていくと、積極的に更新していくという方向性こそが重要だと考えています。人と設備があいまって機能を発揮し、安全・安心な社会を守って行くんだということで、是非、機会あるごとにお示しいただくと、国民に理解いただけるのかなと思います。結果論の評価というのもあるんですが、設備の状況の見通し、現実の今の状況と今後の予測についてこの機会に簡単に教えていただきたいと思っています。

(鈴木政策評価審議官)

まず、一般的な話として申し上げますと、施策の達成手段として、例えば具体的には、交通安全の関係であれば、各種の交通安全施設の整備というのを掲げておりますし、業績目標の一部にもそういったことを取り上げているところでございます。それから、犯罪対策という意味では、例えば、Nシステムの更新とかそういったところも取り入れているところでございます。必要に応じて関係局の方からお話いただければと思います。

(荻野刑事局担当審議官)

刑事局から申し上げますが、今ちょうどありましたけれども、自動車ナンバーの自動読み取りシステムというのがありまして、これが犯罪捜査の分野の施設としては一番大規模なものでございますが、割と値段が張るもので、いろいろな予算要求の都合で、整備に若干ばらつきがあり、一定の更新についても放っておくとばらつきがでてしまうということで大量更新が必要ですが、これがなかなか将来的にも予算措置上の困難が生じるだろうということで、将来を見据え、前倒しで更新できるものは更新して、更新がなるべく平準化されるようにという工夫はしておりますし、その手のことを今後もしていきたいと考えております。

(濱交通局担当審議官)

交通局でございますけれども、交通局の場合、信号の設備とか、交通安全の施設になるのですけれども、社会資本重点化計画、これは国交省さんなどがいろいろ取り組んでおりますけれども、それと全部セットになっておりまして、その計画の中で順次実施していくという感じになっております。老朽化の話なのですが、これにつきましては「インフラ老朽化長寿化計画」という内閣全体で取り組んでいるものがありますので、それに併せていくつかやっているところであります。

(江尻委員)

よく分かりました。私が心配しているのは、警察の予算が減ったり、そういうことが

ないように、必要なものはきっちりと要求して、結果として十分な効果があるということをお示しいただくといいという意見です。

(櫻井委員)

もう何年かこういう御説明を伺っているんですけども、今回は非常に分かりやすい御説明で、全体として格段の進歩が毎年あるんじゃないかと思いました。それで内容的には、資料4の方ですけども、基本目標3の業績目標2で「来日外国人」というところを「国際組織犯罪」対策に変えたというのは、時宜を得たというか、喫緊の課題で、法律論も含めて国際化の話は本当に真剣にやらないと、どうにも対応できてないなというふうに、法律学の在り方も含めて、大きな問題があると考えております。それで伺いたいのは、「国際組織犯罪」という言葉を使うのは大変いいことなのですが、一方で、今までのものと「外国人犯罪」という言い方をされていて、組織ではない外国人についての犯罪については、どういう状況にあるのかということが1点。

それから、下の参考指標のところ「不法残留者数」というのが出てきてまして、それから、もう1つ似たような言葉が資料の5ですと国の公安の維持のところ「不法滞在者等」という言葉が出てきてまして、この辺は母体なんだろうと思うんですけども、その違い、用語はどのように意識的に使い分けられているのかということをお伺いしたいというのが1点。

それからもう1つは、資料の5ですけども、基本目標1で市民の生活の安全と平穩の確保のところ、安全・安心まちづくりの話が少し出たところなのですが、これもとても大事な話なのですが、一方で、東京都の安全・安心条例などがありますね。それで、警察組織だと前向きにいろんなことを具体的に対応されているのですが、この「まちづくり」の話とか「安全・安心感」とかということになると、自治体側の施策が非常に重要であるにもかかわらず、どうにもバランスがとれていないという感じを持っておりまして、少し全体としてのマネジメントというか、そんなことも考えていかないと、オリンピックもありますので、いい機会なので推進していただくとありがたいと思います。まあ3点目はコメントというか意見でございます。

(荻野刑事局担当審議官)

まず、「国際組織犯罪」の関係でございます。今までは「来日外国人犯罪対策」と言っておりました。これは、外国籍を持っている人が問題というよりも、外から日本に来られた方がとりあえず問題だという問題意識があり、およそ外国人をターゲットにするように見えますと、無用な誤解を生じかねないものでもありますので、来日された人が起こす犯罪が非常に現象として問題であるということで、「来日外国人犯罪対策」という捉え方をしておりました。およそ外国人排除みたいなことになっても困りますので、それはそういう捉え方をしております。もう一つは、これはまさに平成13年の非常に犯罪がピークであった時期、最初の行動計画ができたような時期には、不法滞在者が非常に多く、これが30万人近くいたということで、政府を挙げて不法滞在外国人の半減の目標を掲げていたということがございます。これは、入管制度の改正等もありまして、不法滞在者の数はずっと減ってきたということがございまして、一定の成果を挙げたとい

うことです。その上で、従前は外から外国人がやってくるといういわば内向きの発想であったんですけども、より事態は進行して、グローバル化が進んでいるといった中で、まさに国際組織犯罪が、日本に外国人がやってくるというよりも、世界を股に掛ける国際組織犯罪が相次いでいる。そういったものに目を向けていくということで、事柄の捉え方としては、国際組織犯罪ということが重要であろうと。あともう1つは、個々にたまたま外国人であったというよりも、基本的には組織性のある犯罪が、ターゲットとして重要であろうと。したがって、組織というのは見えないものではあるのですが、指標としては共犯性のある犯罪、たまたま偶発的な犯罪ではなくて、共犯性のある犯罪を数字としては使う必要があるだろうと、そういったような考え方でございます。

あと、正規に入ってオーバーステイで不法に残留しているのが「不法残留者」ですが、それは数が出ます。入管の入った人と出た人の数の統計を取れば、それははっきりした数が分かります。これに対し、実際には、不法に入ってきた人がいるわけで、それは不法に滞在しているということになります。不法滞在者には、不法残留プラス最初から違法に入ってきている不法在留というのがいるはずだということです。

(塩川警備局担当審議官)

不法在留に含まれるのは、いわゆる密入国です。入管を通らずに。

(荻野刑事局担当審議官)

その数は把握できないんですけども、捕まえた中にはいますので、存在はすることが分かるわけです。昔はコンテナに入ってやってきたとか、大量密航者がいましたが、今はコンテナに入ってきた密航者が大量に捕まるみたいなことはあまりないですけど、密航者というのは当然いるであろうということです。

(前田座長)

では、私の方から。刑事局の基本目標2の業績目標2で政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙ということですが、賄賂罪の摘発はこのところすごく少なくなってきたと聞いています。だから、こういうところを指標に書かれるのいいのかどうか。それで話を聞いていると、要するに、警察がやろうとしても、協議しろと言って検察の方で食わないというような事態もあるみたいなんです。確かにこれは、業績目標の一番頭のところで刑事局が政治・行政・経済の構造的不正を追及すると振りかぶるのはいいんですけど、数字だけ出てくると、あんまりうまくいっていないように見えてしまうのはまずいし、書き方だけの問題なのかもしれないですけども、要するに賄賂罪の摘発件数がものすごく減ってしまっている。それでまた、説明する場があればいいんですけども、こういう理由で今までは協議して前に進んでいたのが止まってしまっているという説明があればいいんですけど、こういうのが、数字的に指摘されると業績目標2の頭のところの業績指標の1が下がってきているというのは、あまり気持ちのいいものではないなという感じがするというので、これは御説明いただくというよりは意見です。まあ、立て方は非常に難しいなと。あと、私もまた同じことで、櫻井先生の御指摘と同じなのですが、この1番大きな変更は「来日外国人犯罪」が「国

「国際組織犯罪」に変わったという大きなところですけども、これだけ大きな変化というのは、大きな流れとして来日外国人犯罪の数が減ってきて、不法残留者が減って、留置場の中の外国人が減ったという事実はあるのですが、それをこれに入れ替えるだけの国際組織犯罪の発生状況を、実態としてあまり感じないんです。だから、確かにもう古いからそろそろ看板は変えた方が良くということまでは賛成なのですが、これには、国際組織が今までより急激に広がったという意味はもちろん入ってないわけですよ。警察としてむしろ単純な来日外国人犯罪よりは、国際組織犯罪に光りを当てていきますよという感じなのです。

(荻野刑事局担当審議官)

何をもって国際的な犯罪組織かということもあって、例えば「蛇頭」みたいなものとか、そういうおどろおどろしいものが思い浮かぶのですけれども、実際の現場では、自動車盗といったものを考えますと、相当高水準で推移しているわけですが、これはまさに輸出を前提としたものなのです。これなどは外国人による共犯事件が多数見られます。例えば関東近県、神奈川ですとか茨城ですとか、それから愛知とか、相当敢行されているという事実もございます。こういった捜査等も、日本の古典的な泥棒を狙うような、そういった個人の窃盗を捕まえるということではなく、やはり組織性を見ていかなければならない。あるいは、いわゆる「ヤード」という解体施設などがあるのですが、そういった所を営んでいる人間がいて、実態としてはいろいろつながっているのですが、つながりというのは現象としては見えない。そこをなんとか解明していかないとならないといったようなことがございます。そういった意味で、スパイ小説に出てくるような意味での国際犯罪組織が暗躍しているとか、そういうことではないのですが、実際にはプロと言いますか、共犯性がある、営利性がある、組織で継続的にそういった犯罪を敢行しているグループというのは現にいます。この辺りのことだろうということであり、ですから単に看板の書き換えということではなくて、1つの警察の重点の置き方として意味があることなのではないかと思っております。

それから、前田先生が冒頭で言われた賄賂罪云々というところで雑談ですけども、警察と検察の関係がどうかということは、昔からある話でありまして、必ずしも賄賂罪だけではなく、賄賂罪だけを摘発していくというよりも、もうちょっと視野を広く見て、いわゆる企業犯罪的なものでありますとか、談合でありますとか、そういったことも含めて、それぞれの地域における経済的なあるいは社会的な悪とかボスといいますか、必ずしも賄賂罪だけに限らず、捜査二課として摘発を進めていくべきであろうという1つの決意の表明であるということでございます。

(前田座長)

それは全く問題ないというか、信頼しているのですけれども、私が申し上げたかったのは、特にこのところ、贈収賄事件に着手しようとしても止められて、協議がきちり進まないという着手させないみたいなことが非常に広まっている。それで事件がずっと動いてないということになると、このところ出てくる指標としては、件数が減ってくる。そこで、第一目標に上げているのに何なんだと言われるのは、ばかばかしいという

ことです。原因は警察にあるんじゃないよということなのです。ですから、こういう指標の立て方の難しさだと思うのですが、他のところでも全部警察だけで自己完結するわけではないので、そういうことだと思います。たまたま気がついたことを申し上げたままです。

他によろしいでしょうか。

それでは以上でこの説明を終わらせていただき、議題の3に移ってまいりたいと思います。総合評価書（サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進）（案） これについては情報技術犯罪対策課の方から御説明をお願いするというので、よろしくお願いたします。

（郷治捜査指導室長）

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進に関する総合評価書（案）につきまして、お手元の資料6の要旨に基づいて報告をいたします。

評価の対象は、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」等に基づいて実施された政策です。

「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」は、平成23年に作成されたものですが、当時、インターネットバンキングへの不正アクセス及び不正送金のほか、防衛機密や原子力プラントに係る企業へのサイバー攻撃等、サイバー空間の脅威が深刻さを増しておりました。こうした脅威に対処する上では、警察による取締りだけでなく、関係する行政機関、民間事業者等とも連携して、社会全体の対処能力の強化を促進する必要があるとの認識の下、本要綱が決定され、警察の各部門が連携して総合的な対策を効果的に推進することとしたものです。第1から第6までが本要綱に基づいて実施された施策、第7がこれらを技術的に支える情報技術解析に係る記述、第8及び第9が近年のサイバー空間の情勢の変化を受けて新たに取組んだ施策となります。

評価の期間は、本要綱が制定された平成23年10月21日から昨年までの間です。

第1の「サイバー犯罪に係る抑止対策」について、犯罪の発生状況の把握、民間の自主的な被害防止活動の促進、関係事業者等への働き掛け、児童の犯罪被害防止対策の推進に取り組まれました。その結果、犯罪の発生状況の把握につきましては、共同対処協定を286の事業者・団体と締結したほか、サイバーパトロールの強化等が推進されました。民間の自主的な被害防止活動の促進につきましては、幅広く広報啓発活動を行うとともに、サイバー防犯ボランティアが増加いたしました。関係事業者等への働き掛けにつきましては、インターネットカフェ事業者への働き掛けを行い、書面による本人確認実施率は、平成20年から22年までの間で64.0%であったものが、平成23年から25年の平均では、77.0%に向上させるなどいたしました。児童の犯罪被害防止対策の推進につきましては、出会い系サイトの利用に起因する被害児童数が減少いたしました。コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数が25年に入って増加に転じております。政策への反映の方向性ではありますが、サイバー犯罪に係る抑止対策は、一定程度推進されておりますが、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数の増加、サイバー犯罪検挙件数の増加等を踏まえれば、引き続き、サイバー犯罪に係る抑止対策を推進する必要があると考えております。

「サイバー犯罪に係る捜査活動」につきまして、態勢の確保、新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙、違法情報の取締り、有害情報の実態解明等、児童を対象とする性犯罪等の取締り、犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締り、被害財産の回復と犯罪収益の剥奪に取り組みました。その結果、態勢の確保については、全都道府県警察にサイバー犯罪捜査共助官及びサイバー犯罪対策委員会を、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置いたしました。新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙につきましては、フィッシング行為等に対する先制的検挙、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件等の一斉取締りなどを行いました。違法情報の取締り、有害情報の実態解明等につきましては、インターネット・ホットラインセンターからの通報に基づく違法情報の検挙件数が、平成21年から22年にかけては計525件であったものが、全国協働捜査方式の導入等があった増加いたしました。平成23年、24年には計4,902件になったほか、サイバーパトロールの通報対象の拡大など、インターネット上の犯罪インフラ対策が推進されました。児童を対象とする性犯罪等の取締りにつきましては、インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数が、平成20年から22年までの計4,121件から、平成23年から25年には計6,107件に増加いたしました。犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締りにつきましては、暴力団幹部によるサイバー犯罪の検挙をいたしました。また、サイバー犯罪に係る国際捜査共助等の件数が平成20年から22年の計57件から、平成23年から25年の計364件に増加したほか、外国捜査機関等と連携した検挙が行われました。被害財産の回復と犯罪収益の剥奪につきましては、サイバー犯罪に利用された預金口座の凍結依頼及びサイバー犯罪に係る起訴前の没収保全を行いました。政策への反映の方向性ですが、サイバー犯罪に係る捜査活動は、一定程度推進されておりますが、サイバー犯罪の検挙件数が増加傾向にあり、引き続き、サイバー犯罪に係る捜査活動を推進していく必要があると考えております。

「サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動」につきまして、犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査の実施、被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報、事件広報を通じた情報発信に取り組みました。犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査の実施につきましては、インターネットバンキングに係る不正送金事犯やスマートフォンを対象とした不正指令電磁的記録保管事案等、被害が拡大しやすく、犯行手口があまり認知されていない新たな事犯の検挙が行われました。被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報につきましては、インターネットバンキングに係る不正送金事犯に迅速に対処するため、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置したほか、同事犯に関連した被害拡大防止のために、ウイルス対策ソフトの導入呼び掛けや被害実態の広報を実施いたしました。事件広報を通じた情報発信につきましては、コミュニティサイトの利用に起因する児童被害の実態に関する情報発信等により、コミュニティサイトにおけるゾーニングの導入が図られました。政策への反映の方向性ですが、サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動は一定程度推進されておりますが、サイバー犯罪は被害が広範囲かつ不特定多数に及びやすい特性を有していることを考えれば、引き続き、サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動を推進していく必要があると考えております。

「サイバーテロ対策に係る推進事項」につきましては、総合的な対策を推進するための態勢の確保、未然防止のための官民連携の推進、事案発生時の的確な対処に取り組み

ました。その結果、総合的な対策を推進するための態勢の確保につきましては、サイバー攻撃特別捜査隊、サイバー攻撃対策官、サイバー攻撃分析センターを設置するなどいたしました。未然防止のための官民連携の推進につきましては、都道府県警察による重要インフラ事業者等との共同訓練回数は減少したものの、標的型メール攻撃等のデモンストレーションを含むセミナーを開催するとともに、最新の手口等を紹介し注意喚起を行う個別訪問件数が大幅に増加いたしました。事案発生時の的確な対処につきましては、全国においてサイバーテロ対策訓練が実施され、事案発生時に所要の措置を講ずる態勢が確保されました。政策への反映の方向性ですが、サイバーテロ対策は一定程度推進されておりますが、サイバー空間の脅威が依然として存在していることを踏まえれば、引き続き、サイバーテロの未然防止及び実態解明を推進するとともに、事案発生時の対処能力を高める必要があると考えております。

「サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項」につきまして、総合的な対策を推進するための態勢の確保、未然防止のための官民連携の推進に取り組みました。その結果、総合的な対策を推進するための態勢の確保につきましては、標的型メール攻撃の認知件数は減少いたしました。いわゆる「水飲み場」型攻撃等の新たなサイバーインテリジェンスの手口を確認いたしました。また、サイバー攻撃特別捜査隊、サイバー攻撃対策官、サイバー攻撃分析センターを設置するなどいたしました。未然防止のための官民連携の推進につきましては、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークへの参画事業者数が約4,000から約5,000に増加いたしました。政策への反映の方向性につきましては、サイバーインテリジェンス対策は一定程度推進されておりますが、サイバーインテリジェンスに関する情報の更なる収集・分析を図る必要があることを踏まえれば、引き続き、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの参画事業者数を拡大するとともに、各事業者からの積極的な情報提供を促す必要があると考えております。

「サイバー攻撃事案の実態解明の推進」として、国際捜査共助・協力要請、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用、都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化、警察庁の司令塔機能の強化、捜査への民間の知見の活用に取り組みました。国際捜査共助・協力要請については、平成25年には130件に増加いたしました。サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用につきましては、情報共有ネットワークへの参画事業者数が、先ほど申し上げましたとおり増加いたしました。都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化につきましても、サイバー攻撃特別捜査隊を13都道府県警察に140名体制で設置いたしました。警察庁の司令塔機能の強化につきましては、サイバー攻撃対策官を設置するとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターを設置いたしました。捜査への民間の知見の活用につきましては、サイバー攻撃特別捜査隊設置県におきまして、部外有識者に講演を依頼するなどして、民間の知見の活用を図りました。政策への反映の方向性につきましては、サイバー攻撃事案の実態解明は一定程度推進されておりますが、サイバー空間の脅威が依然として存在していることを踏まえれば、引き続き、サイバー攻撃事案の実態解明を図っていく必要があると考えております。

「情報技術解析に係る推進事項」につきまして、情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化、サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化、

最新の技術情報の国際的な共有の促進に取り組みました。その結果、情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化につきましては、電磁的記録媒体の記憶容量の増大、スマートフォンの普及等に対応するための態勢の整備により、電磁的記録の解析総容量及び携帯電話機の解析台数に占めるスマートフォンの解析台数の割合が増加するなどしました。サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化につきましては、不正プログラムの解析に迅速に対応できる態勢の構築により、不正プログラムの解析件数が増加しました。最新の技術情報の国際的な共有の促進につきましては、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を開催いたしました。政策への反映の方向性につきましては、これらの施策は一定程度推進されておりますが、依然として新たな電子機器が様々な犯罪に悪用されていることを考えれば、引き続き、態勢及び技術力の強化並びに技術情報の国際的な共有を図る必要があると考えております。

「インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応」につきまして、関係する4都府県警察による検証の結果、ここに挙げたような様々な反省事項が得られました。これらの事件の反省を受けまして、「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を取りまとめ、4つの施策に取り組んでまいりました。対処能力の向上につきましては、都道府県警察における民間の専門家の登用等の施策を行いました。民間事業者等の知見の活用につきましては、総合セキュリティ対策会議における日本版NCFTAの創設に向けた報告書の作成などを行いました。国際連携の推進につきましては、外国捜査機関に対する捜査共助要請の積極的な実施等を行いました。これらの政策への反映の方向性につきましては、緊急プログラムに掲げられた施策は一定程度推進されておりますが、引き続き、これらの施策の更なる推進に努める必要があると考えております。

最後に「部門間の連携」として、サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置、長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置、サイバー犯罪対策委員会の設置、サイバー犯罪捜査検定制度の導入に取り組みました。これらを警察庁に設置したり、都道府県警察に設置したりしておりますが、これらの政策への反映の方向性につきましては、部門間の連携は一定程度推進されておりますが、サイバー空間の脅威は日に日に深刻さの度合いを増していること、また、そのスピードも極めて速いことを考えれば、警察全体として部門間の連携を不断に推進していく必要があると考えております。

総括につきまして、これらサイバー犯罪・サイバー攻撃対策に関する諸対策を推進した結果、対処能力の向上が図られたほか、民間事業者等との連携が推進されるなど、サイバー空間の脅威に関する諸対策が推進されたものと評価することができると考えております。今後の施策の方向性につきましては、ますます深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、総合対策推進要綱に基づく対策を引き続き推進していくとともに、先ほども述べた緊急プログラム、また、「サイバーセキュリティ戦略」、「世界一安全な日本」創造戦略などの政府の戦略に掲げられた施策を着実に推進し、対処能力の強化に不断に取り組む必要があると考えております。中でも日本版NCFTAの創設は、産学官が同じ場を共有した上で、それぞれの対処の経験を全体で蓄積して、警察による捜査権限の行使等による脅威の特定、軽減、無効化を可能とする産学官連携の新たな枠組みを創設しようとするものであり、可能な限り早期の創設が求められると考えております。

す。また、我が国では、ログの保存制度が存在せず、事後追跡可能性が確保されていないことが、サイバー犯罪等に対処する上で課題の一つとなっているため、警察としても関係省庁とともに、ログの保存の在り方の検討に積極的に参画することといたしております。

説明は以上であります。

(前田座長)

ありがとうございます。膨大な報告書案を詰めていただき、申し訳ありませんでした。何か御質問ありますでしょうか。

(田辺委員)

気づいたというよりも、全体の構成の問題なのですが、結論から最初にたどっていくのはあんまり良い読み方ではないのかもしれませんが、総括のところでは御指摘いただいた点というのは、そうかなあと思うのですが、連携は図れているけれども分業が多い。分業形態があって、分業のために経験が1か所で集中して蓄積することができてないということ。それから3番目としては、ログの保存というのが完備していないので、追求のところは甘いということなのだと思うのですが、この総括は、ある意味で打ち出していくときに、次の施策の方向が出ているという点では分かるのですが、逆にこの部分を補填する説明が足りない。一番最後のところに部門間の連携が書かれていますが、8のところでは事例として出てるのか。これを言うためには、ある意味では分業がありすぎて失敗したということ、あるいは経験が蓄積されてないから失敗したということ、ログの保存がなされていないからうまくいかなかったということを書かないと、あまり説得的ではない感じがするのです。それぞれ1から8までのところも、一定の効果はあったけれども、まだまだ頑張らなきゃいけないという書き方をしている。ちょっといやらしい方向かもしれませんが、次の施策を打っていくための材料提供という点での側面が若干弱いかなというのが、御説明をお伺いした点に目を落としたときの感想です。これを補強する事実とか、数字であるとか、そういうのはどんなものなのでしょうか。感想というか、コメントというか、質問でございます。

(郷治捜査指導室長)

御指摘ありがとうございます。例えば、第8のインターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応の4都府県警察による誤認逮捕もありました事件の反省事項として、部門間の連携などの教訓が得られた。また、一層民間の知見を活用していく必要があるという教訓を得られたりしております。これについても一定程度これまでやってきてはおりますが、まだまだやっていかないといかんといったようなことを記載させていただいてはおります。あと、ログの保存につきましては、もう少し、報告書案の本体では、政府の戦略の制定過程をもう少し説明させていただいたりしてはいるんですが、御指摘があれば対応したいと思っております。

(前田座長)

この扱いは今日のこれでOKが出れば、「案」がとれて、公安委員会にかけるという段取りになっているんですか。

(岡部警察行政運営企画室長)

さようでございます。

(前田座長)

まあ、田辺先生の御質問はもっともなのですが、直すほどではないのではないのでしょうか。

(田辺委員)

まあそれはそうですね。

(宮城生活安全局担当審議官)

改めて補足の御説明といいますが、田辺先生の御指摘にお答えできるとすれば、逆にどれだけ我々ができていないかということだと思うのですが、例えばそれは、相談の件数と検挙の件数の差だったりしますけれども、そのあたりは追加の資料を後日お出しするというところで御容赦いただければと思います。

(前田座長)

よろしいでしょうか。御指摘はごもっともですが。

ログの保存も必要ですけれども、ログがあれば分かったのと、ログがないために捕まらなかったのというのは見えない部分みたいなのが圧倒的ですよね。あと、ここまで書くのもかなり踏み込んだ書き方ですね。社会全体の中ではログを保存するなんていうと袋叩きに遭うという感じがしますので、そこは御苦労の上でまとめられているんだと思います。

他にいかがでしょうか。もしよろしければ、今、宮城審議官がおっしゃったことももちろん入れてですけれども、この総合対策の推進の案をこの研究会としては了承して、「案」をとるといっていきたくと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の4のですね、事業評価書の道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制の案ですね、これについて、交通企画課から御説明をよろしく願いいたします。

(阿武交通企画課企画官)

議題4につきまして御説明をさせていただきます。本件は平成19年の道路交通法改正につきまして新設されました規制に関する事業評価書の案でございます。資料には事業評価書の今回の案とポンチ絵風のものが付いているかと思いますが、カラー刷りの資料の方を用いまして説明をさせていただきます。今回新しく新設されました規制につきましては3点ございます。

まず、この評価の対象といたしました政策ですが、1点目「シートベルト装着義務の

拡大」でございます。これについては、自動車乗車中のシートベルト着用につきまして、従来、運転者と助手席同乗者に係るシートベルト着用が義務付けられておりましたけれども、後部座席同乗者に係るシートベルト着用については、努力義務とされていたところでございます。この後部座席におけるシートベルト着用の促進を図るということで、運転手席それから助手席と同様に着用の義務付けをするというものでございます。

2点目につきましては、「聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け」でございます。従来、「10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものであること」という適性試験の合格基準に満たない聴覚障害者の方については、運転免許を取得することができなかつたところでございますが、これを一定の条件の下で普通自動車免許が取得できるということにいたしまして、この際、これを保護する観点から、普通自動車を運転する際には、聴覚障害者標識の表示を義務付ける。さらにこの標識を表示した普通自動車の周りの自動車に関しては、幅寄せ等を禁止するといった規制が設けられたものでございます。

3点目「安全運転管理者制度の対象の拡大」でございます。安全運転管理者というものは、自動車を利用する事業所に自動車の安全運転を確保するために置かれているものでございまして、一方で他の道路運送法等で運行管理者の選任義務を課されている制度もでございます。この道交法の中で安全運転管理者につきましては、この運行管理者の選任義務が課されているものを除いて、一定の台数以上の自動車を使用する自動車使用者に選任義務を課しておるところでございます。ただ従来、二輪の小型自動車、これは総排気量250ccを超えるものでございますが、これを使用して貨物を運送する貨物軽自動車運送事業者、いわゆる「バイク便」でございます。これについては、運行管理者の選任義務が課されていないにもかかわらず、安全管理者の選任義務も課されていないという状況にございました。この事業用の自動二輪車について、事故発生が増加していたという傾向もございましたので、この安全対策を強化するというところで、このバイク便の事業者に対しても、一定の台数以上を所有する場合には、安全運転管理者を選任しなければならないとしたというのが3点目でございます。

評価の観点については、この有効性、効率性の観点から評価をしてございまして、その結果が1枚目の下のところでございます。まず、シートベルトの装着義務の拡大の関係、これについては、後部座席同乗者の死亡・重傷率で見てございます。平成16年から25年までのデータを記載しております。先ほどの死亡・重傷率については、1番下の欄でございますが、施行前の19年までについては平均3.6%程度だったものが、施行後20年以後については、だいたい3.3%前後という数字になってございます。次の頁にまいりまして、先ほどのは道路全般でございましたが、高速道路の関係のものを見ていただきますと、こちらの死亡・重傷率については施行前が平均で6.6%程度だったものが、施行後、25年がちょっと数としてはたまたま大きな数字が出てございますが、20年からの平均で見ますと、5.3%程度という数字になっておるところでございます。さらに後部座席の同乗者のシートベルトの着用率でございますが、これについては一般道路と高速道路の着用率で分けております。このシートベルト着用を義務付けた際に、併せて高速道路については行政処分の基礎点数1点を課すということで、一般道路については現在のところ、行政処分の点数を付けておりませんので、若干着用率については差がござ

います。一般道路について見ますと、施行前が10%弱だったのが、現在は35%程度、高速道路につきましては、施行前10%少々であったのが、現在は68%という数字になっております。

聴覚障害者の関係でございますが、交通事故に関しましては、この聴覚障害者の運転者による事故というのは、通常とっております交通統計の中では把握できないものでございまして、平成24年の4月から1年間、特別調査というものを実施してございます。この間、聴覚障害者が当事者となった交通事故については把握されておりません。また、この標識の関係でございますが、聴覚障害者の保護義務違反による検挙件数というのは、記載のとおり、年大体1桁程度で、また、運転される側の表示義務の違反については、これまでのところ、把握はされてございません。

3点目の安全運転管理者制度の対象の拡大の関係でございますが、事業用の二輪の小型自動車第1当事者となる交通事故件数、死者数等について見ますと、平成17年、18年、事故件数が41件、30件と少し増加しておったところ、平成20年の施行後については、だいたい10件程度ということで、一定の成果が見られているところでございます。また、この改正法によりまして新たに選任義務を課されることとなった事業所の数については、全国22か所ということで、その事業所の管理下にある台数については423台というのが、平成25年11月末現在のデータでございます。

最後の頁、評価の結果でございますが、まず、シートベルトの装着義務の拡大の関係につきましては、新たに義務付けられました以後、死亡・重傷率については平成20年以降、施行前の水準を下回っておりまして、また、高速道路における死亡・重傷率につきましても、施行前の水準をおおむね下回っているという風に判断しておりまして、この規則によりまして、交通事故の際の後部座席同乗者の被害が軽減されているという風に考え、有効性が認められると思われまます。また、運転者の負担につきましては、従来より助手席同乗者にシートベルトを着用させる義務が課されていたということを踏まえますと、この負担についてはほとんど増加していないと考えられるとともに、また、後部座席同乗者の負担についても、従来から努力義務が課されていたということを踏まえれば、ほとんど増加していないと評価しております。したがって、新たな負担がほとんど生じていないと考えられる一方で、有効性が認められるということで本規制については効率性が認められると結論付けてございます。

また、2点目の聴覚障害者の表示義務の関係でございますが、先ほど御説明しましたとおり、交通事故の発生は1年間特別調査をやった限りにおいては、発生を把握しておりません。また、その他の期間については、把握できておりませんが、こういった聴覚障害者の方が、被害に遭った事故があったという情報も今のところ、把握していないところでございまして、安全確保がおおむね図られていると考えておりますので、有効性が認められるとしております。また、標識の表示義務が付けられておりますが、本来、聴覚障害者の方で運転できない方に免許を取得できるようにするというものでございまして、また、標識につきましては、安価な形でマグネット標識の型式で取り付けられるものということ、さらには、標識の表示義務違反で検挙された者もないということで、この聴覚障害者に生じる負担はほとんど増加していないと考えております。また、他の自動車の運転者の幅寄せ行為等の禁止でございますけれども、現在この対象と

なる聴覚障害者標識の表示対象者につきましては、平成24年のデータでだいたい1600人くらいの方が、この形で免許を取得されておりますけれども、極めて少ないということでございますので、他の自動車の運転者に生じる負担はほとんど増加していないと考えておまして、以上のことからこの規制についても効率性がおおむね認められるとしております。

最後に安全運転管理者制度の対象拡大でございます。これについても、先ほど御説明しましたとおり、急増しておりました事故については減少しておりますので、事故防止の効果が得られているということで、有効性が認められると考えております。また、新たな選任義務が課せられることとなった事業者につきましては、年に1度、この運転管理者は、1回当たり6時間程度の講習を受講するという必要がございますが、これも著しい負担とはいえないという風に考えておまして、以上のことから本規制に関しましても、有効性が認められ、効率性が認められると考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(前田座長)

ありがとうございました。今の御説明に関して、何か御質問、御意見、いかがでしょうか。

(田辺委員)

これは単純な意見です。この種のまとめ方はこれで適切だと思うのですが、書き方が上品だと思うのです。これは19年に新設された規制ですから、例えば、シートベルトの着用義務のところだと、16、17、18と、それから19以降の数字とを分けて計算すると、どれくらい減ったかというのは、露骨な数で出てくると思うのですが。例えば、後部座席の死亡した数というところを取ると、義務付けの前とというのはだいたい248名くらいの平均ですが、これを過ぎた後だと184名に減ってますので、つまり25%も減ったと書けばいいのではないかというのが1つであります。次の高速自動車道でも、おそらく30%弱減少しているというところがありますので、それも書いたらいいのではないのでしょうか。それから、2のところは前の数字がそもそも免許を交付してませんから、0なので分かりませんが、3のところの安全運転管理者制度のところは、16、17、18平均と、それからそれ以降の19年のところの平均を取りますと、事故件数に関しておそらく64%ぐらいの減少ということで、決定的な数字が出ている。年次に分けて小さく見せずに、これは大きく見せた方が非常に分かりやすく、かつどれくらいの効果があったか明らかな形で見せることができますので、そういう下品な表記とは言いませんけれども、分かりやすい表記、数字を入れた方が良いのではないかというのが1点目です。

それから2点目は、聴覚障害のところ、これもまた書き方が分からないのですが、ほぼコストがないということですが、確かに600名が免許を取れるようになりましたということではあるのですが、ただ、ここの負担のところは、やはり、少し書いた方が良いのではないかという気がしております。どういうことかということ、一般的には、義務付けられる費用負担が薄いところは構わないのですが、この規制が入ることによ

って、運転免許が取れるようになったというプラスの側面はありますが、ただ、コストはもう聴覚障害者に全部、このマグネットを付ける部分とかが掛かってきますので、特定の集団に費用が掛かる可能性があるものに関しては、少し気をつけて書いた方が良いのかなという感じがします。つまりマグネットのところは、例えばいくらぐらいして、それに対して例えば公的補助が入っているとどれくらいになるから、一人当たりの負担がこれくらいになる。これで免許が取れるから、もっとプラスになっているはずだろうというような説明を入れておいた方が、こういう少数者に負担が掛かるものに関しては、それくらいの説明を入れておいた方がいいのかなという感じがしたということでありませう。

以上2点です。

(前田座長)

ありがとうございました。それでは審議官の方から。

(濱交通局担当審議官)

田辺委員御指摘のとおりでありまして、確かにまず、数字の比較ですが、上品とおっしゃいましたけれども、確かに評価なので、明らかに16年から19年、それから20年から25年と出てるのであれば、分かりやすく書くことについて、少し工夫をしてみたいと思います。それから聴覚障害者のマグネットシートの負担ですが、確かに御指摘のとおりであります。実態から言いますと、大体掛かって1枚1,000円くらいで、通信販売で買うと800円らしいです。さらに担当者のお話によると、量販店で買うと100円くらいだと言っておりましたので、書くほどでもないくらい安いのかなとは思ったのですが、確かにそんなに高価でないですから、ちょっと工夫というか、御指摘の点を踏まえて検討してみたいと思います。

(櫻井委員)

ちょっとすみません。田辺先生はそうおっしゃったんですけども、シートベルトの装着義務については、そんなに劇的に違ってるのかというのが私の印象です。つまり、少しずつ減ってることは間違いないわけですけども、全体の交通事情とか、交通事故の全体状況がどうなのかというところがあるわけで、実際にシートベルトのおかげで死んでいないのか、重傷になっていないのかというところが、むしろはっきりしていなくて、16年から24年までずっと漸減傾向がきれいに出ているということは、最初の資料7の1頁目に出ていますけれども、だからそんなに劇的だというふうには私は思いません。逆に、評価のところの書きぶりが、20年以降は施行前の数字を下回っているとか、高速道路については施行前の水準をおおむね下回っているという言い方で、結論が「有効性が認められる」というのは、やや積極的過ぎて、「有効性がないとまではいえない」というのがたぶん正確なところじゃないかなと思います。

それで道交法が少し気をつけた方がいいのは、関係者がすごく一般的になるので、ザル法の代表なんですよ。ですから、そういう意味でいうと、本当に後部の座席について努力義務から義務化する必要があったのかというのは、かなりグレーゾーンの領域だ

ったと思いますし、現状がどうなっているのかというのも、決して遵守率が高いとは思えませんので、その辺りはあんまり守られない規範ができるということは、いろいろな意味でよろしくないことで、今後、道交法関係の規制を作る場合には、ちょっとそこをよく考えた方がいいと思います。特に労働法関係だと最近どんどんいろいろな規律する法律ができて、あれもほぼ同じように一般的な関係者が出てくるということになりすけれども、そういう意味でいうと、そもそも規範として守られない法律をどんどん作ってるというところで、そんなことも含めると、ちょっと他の領域と規制の在り方について違う配慮があってしかるべきかなと思います。

以上コメントでございます。

(阿武交通企画課企画官)

すみません。私の方からよろしいでしょうか。

(前田座長)

どうぞ。

(阿武交通企画課企画官)

今、田辺先生、櫻井先生から御指摘のありました死亡事故のデータの関係でございますが、平成16年当時の全国の死亡事故が7,400人あまりございまして、昨年につきましては4,373ということで、全体の死者はかなり減っております。そういったところで、今、櫻井先生から御指摘ありましたように、このシートベルトによって死者が減っているのかというところは、全体が減ってますのでなかなか評価としては難しいと。ただ、シートベルトはやはり重傷化、死亡をかなり防ぐ。実際致死率で見ますと、高速道路については非着用との致死率が14.5倍くらい違いますので、これについては死亡・重傷率というところでデータを取るのが評価としては、適切なのではないかなという風に考えているところです。また実際、これが守られているのかというところでございますが、これについては、先ほど御説明しました資料の中で、実際の道路で着用者の着用率のデータとしては、高速道路については施行前が10%程度だったのが、今は3分の2の60%後半くらいの方に着けていただいておりますし、また、事故に遭われた方の実際のシートベルトの着用率を見ますと、平成16年が26%でありましたのが、昨年は80%の方が後部座席でもシートベルトを着けていたということでございます。そういう実際、シートベルト着用率が上がっているにもかかわらず、確かに死者の数の減り具合とのバランスというところは、なかなか評価が難しいところではございますけれども、ただ、昨年と一昨年、24年、25年のデータで見ますと、例えばシートベルトを着用されて亡くなった方が16人から9人くらいまで減っております。一方、シートベルト非着用の方については、同じく16人くらいから32人に増えておまして、実際に道路を走っている方の中には、着けてる人、着けてない人がいるのですが、実際に事故が起こった際に、去年はたまたま着けていない人が亡くなった数がかかなり増えたということで、ちょっとデータとして死亡・重傷率は、昨年ちょっと悪くなっている。その辺はその年々の変動というのがありますけれども、トータルとしては着用者というのは、高速道路ではかなり増えて

きておりますので、これについては実際、この義務付けがなかったとすれば、もう少し数が上がっていた可能性があるなということで、今回については評価をしているということでございます。

(前田座長)

政策評価というのは難しいところでして、自然科学の証明なんかともまた違いますし、国民が納得してこの政策をやったことについてOKを出してもらえるかということですね。厳しすぎる、いやちょっと上品過ぎる、両面から御意見ありましたけれども、まあ、この評価結果で「効率性が認められる」、「効率性がおおむね認められる」、3番目も「効率性が認められる」と。それを導く論証も、まあ、一般的に十分説得性のあるものだとは思われますので、今回、当研究会としては、少し直せばいいということで。また、今、櫻井先生からいただいた意見も、今後の政策評価の肝に銘じてお考えいただきたいと思うのですが、今回のところは、交通局の出されたもので評価をまとめるということにさせていただきますとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(櫻井委員)

よろしくありませんけれども、まあ特にこだわるほどでもありません。

(前田委員)

よろしいですね。

これで一応、予定したものは全て終了しました。全体について、何か言い残したことなど何かございますでしょうか。

もし、よろしければ司会を岡部室長に戻します。

(岡部警察行政運営企画室長)

本日は皆様、御審議ありがとうございました。

お手元の資料につきましては、委員の皆様におかれましては、卓上に残していただければ、後ほど送付をさせていただきます。

次回につきましては、平成25年度の「実績評価書(案)」を中心に御議論いただくことを予定しております。日程につきましては、6月ごろをめどにして、別途、調整をさせていただきますとしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の研究会は以上で終了といたします。本当にありがとうございました。